

会長就任にあたって



社団法人電波産業会  
会長 西田 厚聡

会員の皆様には平素より当会の活動に対し、格段のご支援とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

私は、去る6月18日に開催されました第43回理事会におきまして選任され、7月1日から当会の会長に就任いたしました。当会の諸事業の推進にご尽力いただきました大坪前会長を引き継ぎ、微力ではございますが電波産業の発展に尽くしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

当会は、通信・放送分野の事業者、製造業者、利用者等から構成され、総務省、関係団体並びに会員の皆様のご支援、ご協力に支えられ、電波を中心とする情報通信産業の発展と高度情報通信ネットワーク社会の実現に取り組んでまいりました。

現在、わが国を取り巻く通信・放送の分野では、政府の主導のもと2010年に世界最先端のICT（情報通信技術）国家によるユビキタスネット社会実現を目指した「u-Japan政策」が着実に推進されております。ICTの利活用で安心・安全な社会の実現や人口減少社会への対応など、更なる成長力の強化と地域の発展が期待されます。このため政府による電波開放戦略の円滑な推進とともに、電波技術の開発、実用化、電波の有効活用を推進していくことが重要であります。

通信分野におきましては、携帯電話が第3世代から3.9世代、さらには第4世代(IMT-Advanced)へと発展しつつあり、またブロードバンドワイヤレスアクセスにおいても新たな無線サービスの展開が図られています。さらには、高度道路交通システム(ITS)等における電波利用の拡大など、無線システムの高度化が進展しています。

放送関係におきましては、2011年7月に予定されている地上デジタル放送への完全移行に向け、デジタル放送ネットワークの充実への対応が急務です。また、衛星デジタル放送の高度化や次世代の放送サービスを見据えた取り組みも充実が図られています。

さらに、ICT国際競争力強化の取り組みの一環として、我が国の地上デジタル放送方式(ISDB-T)の国際普及活動が、南米諸国やアジア地区において積極的に展開されており、また、ワイヤレス分野においても我が国で培われた各種の無

線通信技術の国際普及活動が推進されています。

このような動向を踏まえて当会は、次世代の新しいサービスの円滑な導入並びに実用化を行っていくために国際的な視点に立って、通信・放送分野の調査研究、研究開発、標準化等の推進に取り組んでまいります。また、電波利用に関する正しい理解を高めるとともに、電波を安心してご利用いただくために、電磁波が生体に及ぼす影響、或いは無線機器が各種機器に及ぼす影響等に関する調査研究も充実させてまいります。更には、電波の利用に関するコンサルティング、普及・啓発、情報提供、関連外国機関との連絡・協力、特定周波数変更対策なども着実に実施してまいります。

当会は今後とも、電波技術の進展や電波を取り巻く社会環境の変化に迅速かつ適切に対応し、内外関連機関と連携を図りつつ、電波産業の発展のため鋭意努力してまいりたいと存じますので、会員の皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に会員の皆様方のますますのご発展をお祈りし会長就任の挨拶とさせていただきます。

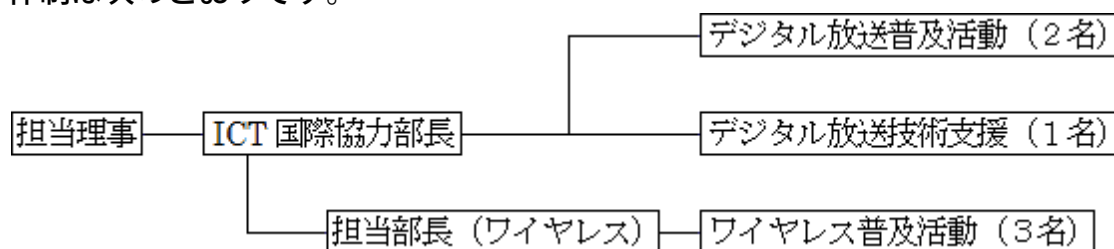
## ARIBからの お知らせ

### ICT国際協力部の設置について

社団法人電波産業会では、7月1日付けで「ICT国際協力部」を臨時に設置いたしました。

これは、現在、国の国際競争力強化の一環で検討されている「ICT標準化・知財センター」等の様々な施策に対して組織的に協力していくことや、ISDB-Tを新規に採用する国の規格制定への支援、技術移転等を実施する体制が必要とのこと等から設置することとしたものです。

体制は次のとおりです。



## 電気通信・放送 行政の動き

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割

情報通信審議会から第5次中間答申

【平成20年6月27日総務省報道発表より】

総務省は、本日、情報通信審議会（会長：庄山悦彦 株式会社日立製作所 取締役

役会長) から諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について、第5次中間答申を受けました。その概要は、以下のとおりです。

## 1 審議の背景

2003年12月に三大都市圏において開始された地上デジタル放送は、2006年12月には全都道府県庁所在地で放送が開始され、視聴可能エリアの拡大や受信機の出荷台数の増加など、普及はおおむね順調に進捗しているといえる。

これから2011年7月のアナログ放送終了まで3年間は、最終段階の中でも「仕上げ」の段階であり、あらゆる関係者が共通の目標に向かって取り組んでいく必要がある。

以上にかんがみ、情報通信審議会では、情報通信政策部会の下に設置された「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」において検討を進め、本日、第5次の中間答申がされたものである。

国民の理解醸成や受信機の普及に向けての取組のあり方、アナログ放送の終了にあたっての様々な課題解決の方向性等について、円滑かつ着実なデジタル完全移行の実現に向けた提言が行われた。

## 2 答申の概要及び本文

答申の概要及び本文はPDFファイルで公表しています。

本報道発表の詳細は<[http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080627\\_4.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080627_4.html)>を参照してください。

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割（情報通信審議会 平成16年諮問第8号）第5次中間答申」に対する  
意見募集の実施

【平成20年6月30日総務省報道発表より】

総務省では、平成16年1月28日、情報通信審議会に「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（平成16年諮問第8号）について諮問し、昨年8月の第4次中間答申に続き、平成20年6月27日付けで、第5次中間答申をいただきました。本中間答申に対する意見を、下記の要領により募集いたします。

## 1 経緯等

情報通信審議会において、情報通信政策部会に「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」（主査：村井 純 慶應義塾大学教授）を設置し、本件について検討が行われていたところ、今般、第5次となる中間答申をおまとめいただきました。

これを受け、総務省として、意見募集を行うことといたします。

## 2 意見募集の対象

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」

(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第5次中間答申(平成20年6月27日))

## 3 資料の入手方法

資料の概要及び本文はPDFファイルで公表しています。

## 4 提出期限

平成20年7月31日(木) 午後5時(必着)

## 5 意見の提出方法等

ご意見を提出される方は、住所、氏名(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を明記の上、郵便、ファクシミリ又は電子メールにより、別紙の様式にて、提出先まで送付して下さい。(日本語で作成願います。)

お寄せいただいたご意見については、それに対する考え方と合わせて公表いたします。その際、ご意見を提出していただいた方の氏名(法人については名称)その他属性に関する情報も公表することがありますので、あらかじめご了承ください。(匿名を希望する場合には、ご意見提出時にその旨書き添え願います。)

なお、本件意見募集の内容については、総務省ホームページ<<http://www.soumu.go.jp/>>に掲載するほか、問合せ先においても配布しております。

本報道発表の詳細は<[http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080630\\_17.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080630_17.html)>を参照してください。

## 編集後記

ARIBニュースの編集は企画国際部が担当しています。6月までは編集子は9人体制で順番に受け持ってきました。本号のお知らせにあるように7月1日にICT国際協力部ができましたが、編集子9名のうち3名がICT国際協力部に異動になりました。私もその一人。昨年12月に編集子デビューして、今回の4目が最後の担当になりました。本当に短い間でしたがよい経験をさせていただき感謝いたします。

(YT)